

令和 6 年度から適用される制度改正

(1) 森林環境税（国税）の創設

市民税・府民税とあわせて森林環境税（国税）が課税されます。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）」に基づき、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市民税・府民税とあわせて、一人年額 1,000 円を市区町村が賦課徴収することになります。

市民税・府民税（均等割）内訳	令和 5 年度まで	令和 6 年度以降
市民税	3,500 円※	3,000 円
府民税	1,500 円※	1,000 円
大阪府森林環境税（府民税）	300 円	300 円
森林環境税（国税）	—	1,000 円
合計	5,300 円	5,300 円

※市民税・府民税の均等割について、東日本大震災復興基本法に基づき、それぞれ 500 円が加算されていましたが、令和 5 年度で終了しました。

森林環境税（国税）について詳しくは、堺市ホームページ「令和 6 年度から森林環境税（国税）の課税が始まります」をご確認ください。

(2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額については、所得税と異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和 6 年度課税以降は、一致させることとなります。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額を所得税の確定申告において申告すると、市民税・府民税においても合計所得金額に算入することとなります。

それにより、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税の判定、国民健康保険料や介護保険料等の算定などに影響する場合がありますので、ご注意ください。

(3) 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除の適用について、30 歳以上 70 歳未満の方は次のいずれかに該当している場合のみ対象となります。

- (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
- (2) 障害のある方
- (3) 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている方